

杉野服飾大学・杉野服飾大学短期大学部における競争的資金等公的研究費の取扱い要項
[平成26年10月1日 理事長裁定]

(目的、趣旨)

第1 この要項は、杉野服飾大学（以下「大学」という。）及び杉野服飾大学短期大学部（以下「短期大学」という。）における競争的資金等公的研究費（以下「公的研究費等」という。）を適正に運営・管理するために必要な取扱いについて定めることを目的とする。

(不正防止のための基本方針)

第2 公的研究費等の不正使用の防止に取り組むため次の基本方針を定める。

- (1) 公的研究費等の適正な運営・管理の重要性の認識を学内に徹底させる。
- (2) 公的研究費等の不正使用に対しては、公正かつ透明性の高い仕組みによる調査を行い対応するものとする。
- (3) 公的研究費等の運営・管理について社会に対し説明責任を果たすよう努める。

(責任体系)

第3 公的研究費等を適正に運営・管理する責任体制の明確化を図るため次のとおり責任者を置き、その責任と権限を定める。

(1) 最高管理責任者

公的研究費等の不正使用の防止のための基本方針を策定するとともにそれを周知し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負う者として学長をもってあてる。

(2) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について、機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として事務局長をもってあてる。統括管理責任者は、公的研究費等の不正使用の防止のための基本方針に従って、不正使用に対する対策を実施し、公的研究費等の使用状況を把握するとともにその状況を最高管理責任者に報告するものとする。

(3) コンプライアンス推進責任者

部局内における公的研究費等の運営・管理について実質的に責任を持つ者として学務課長をもってあてる。コンプライアンス推進責任者は、公的研究費等の使用等が適正なものとなるよう部局内において啓発を行い、研究者等に報告を求め、必要に応じて改善の指示を行うものとする。

(適正な運営・管理の基盤となる環境の整備)

第4 最高管理責任者は、不正を誘発する要因を除去し、抑止機能の構築を図るため次の措置をとる。

- (1) 公的研究費等の使用に際しての事務手続き等のルールを明確に定め、学内に周知を図る。
- (2) 教職員に対しての行動規範を策定し、コンプライアンス教育を実施する。
- (3) 公的研究費等の不正使用に係る調査体制等についての規程を別に定める。

(不正の発生要因の把握と不正防止計画の策定・実施)

第5 統括管理責任者は、公的研究費等の不正使用を未然に防ぐために、不正使用を発生させる要因を調査し、不正防止計画を策定・実施するものとする。当該不正防止計画の推進を担当する部署を学務課とする。

(研究費の適正な運営・管理活動)

第6 前項で作成した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行うため次の措置をとる。

- (1) 予算の執行状況に関しては事務部門が常に把握し、問題の有無を確認する体制をとる。
- (2) 物品等の購入に係る不正を防止するため、発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施することとする。
- (3) 業者に対して、不正な取引に関与した場合の対応方針について周知徹底を図る。

(情報発信・共有化の推進)

第7 公的研究費等の不正への取り組みに関する方針等をホームページにより外部に公表し、社会に対し説明責任を果たすよう努めるとともに、使用に関する内外からの相談を受け付ける窓口を学務課及び教務課に設置する。

(モニタリングの在り方)

第8 モニタリング及び内部監査は「杉野服飾大学・杉野服飾短期大学部における競争的資金等に係るモニタリング・監査要項」に基づいて行うものとし、内部監査の実施に際しては個々の監査マニュアルを作成し、そのマニュアルに沿った手順で監査を実施する。

(施行日)

第9 この要項は、平成26年10月1日から適用する。